

(別紙2)

## 令和6年度 感染症外来協力医療機関施設整備事業の概要

### 1 整備要件

- (1) 感染症外来協力医療機関(専用の待合室を含む。以下「専用外来」という。)は、感染症専用の外来部門であり、一般の外来部門と別に設けられる診療部門として、一般患者等との接触を避けられるように配置すること。
- (2) 専用外来の設置に当たっては、感染症患者及び感染症が疑われる者(「以下「患者等」という。)が、一般患者との接触が避けられる動線を確認するとともに、必要な案内表示等を備え付けること。

### 2 対象経費

感染症外来協力機関の新設、増設、又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)

### 3 補助上限金額

1施設当たり15,000千円

ただし、面積が90㎡未満の場合は、162,800円×面積

(補助上限金額については、今後、変更となる可能性があります。)

### 4 事業実施上の留意事項

- (1) 当該事業に対する補助は原則として1回のみとする。
- (2) 事業実施主体は、新型インフルエンザ等感染症患者の受入れを積極的に行うこととし、患者が増加した際、例えば、電話相談への協力、診療時間の延長、夜間外来の輪番制への参画など、地域における外来診療体制の確保に努めること。
- (3) 専用の待合室においても感染防止のための対策として、必要に応じ患者等にマスク等を着用させるなど感染拡大の防止に努めること。
- (4) 専用外来における診察にあたっては、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)を参考に、医師、看護師等の感染防止対策を徹底し、院内感染防止に努めること。
- (5) 診察後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症であった場合には、同法に基づき必要な措置を講ずること。